

## 「神戸市港湾施設条例」の一部改正（案）の概要

### 1. 趣旨

兵庫運河の適正な利用を図っていくために令和4年5月に条例の一部を改正し、水上オートバイやプレジャーボート等（以下、水上オートバイ等）の航行禁止区域を設定しましたが、より実効性を高めるために条例の一部を改正しようとするものです。

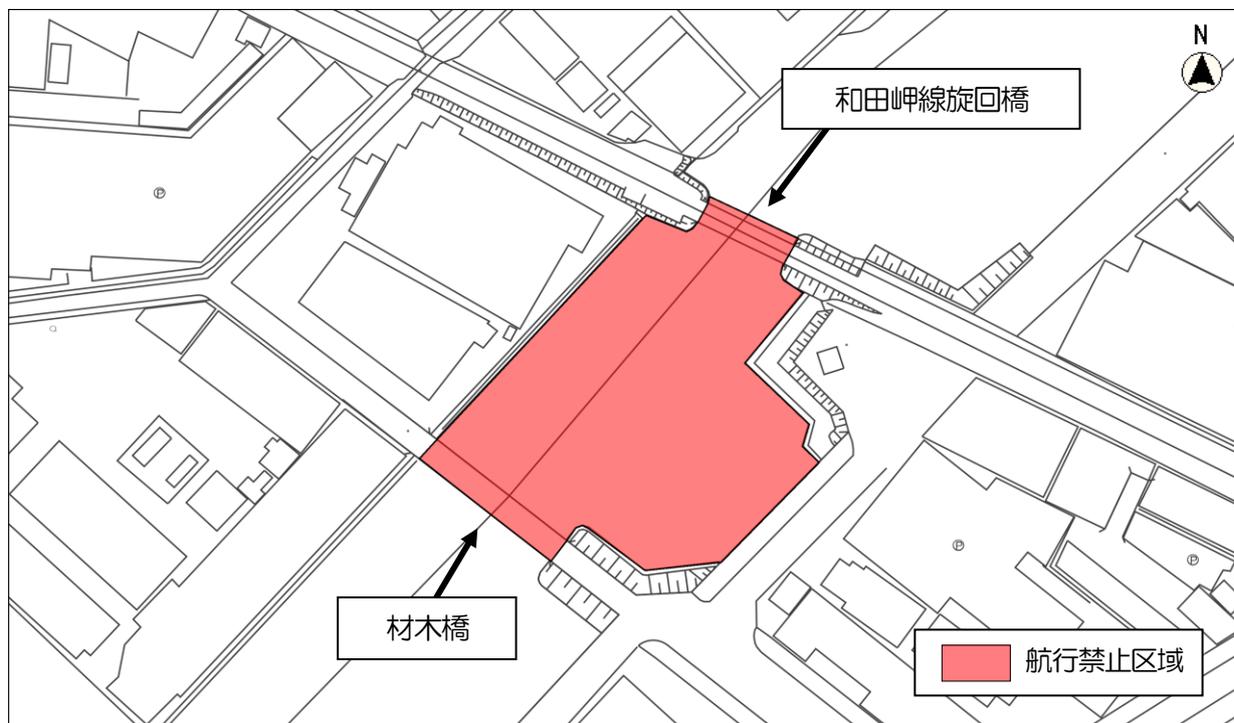
### 2. 改正（案）の概要

兵庫運河内の一部区域において、運河の適正な利用を図るために設定しております航行禁止区域について、罰則規定を設けることで水上オートバイ等による事故等の防止を図ります。

#### 主な改正内容

現在の規定	改正後
• 航行禁止区域で、水上オートバイ等を航行させた場合、 <u>5万円以下の過料</u> に処する。	• 航行禁止区域で、水上オートバイ等を航行させた場合、 <u>20万円以下の罰金</u> に処する。

#### 航行禁止区域 位置図



### 3. 施行予定

令和6年4月1日